

三重県農業共済組合設立に係る対応について

1 経過

農業共済事業の効率的で健全な運営のため、県下の7つの農業共済組合等と三重県農業共済組合連合会は、合併による農業共済事業の1県1組合化の準備を進めており、本年7月7日に三重県内農業共済組合等組織整備予備契約の締結を行いました。

このことを受け、三泗鈴亀農業共済事務組合、松阪飯多農業共済事務組合、伊勢地域農業共済事務組合及び東紀州農業共済事務組合においては解散手続を、伊賀市・名張市広域行政事務組合及び本市においては農業共済事業の廃止手続を進めます。これらの地域は桑員農業共済組合が区域を拡大し、県内全域を対象とする組合となる手続を進め、その後、三重県農業共済組合連合会の権利義務を承継する予定です。

2 新組合の概要

(1) 新組合の発足予定日

平成29年4月1日

(特定組合設立予定日 平成29年5月1日)

(2) 新組合の名称

三重県農業共済組合

(3) 事業実施区域

三重県の区域

(4) 事務所の設置場所

本所	津市内
桑員支所	桑名市内
三泗鈴亀支所	四日市市内
津支所	津市内
松阪飯多支所	多気町内
伊勢地域支所	伊勢市内
伊賀名張支所	伊賀市内
東紀州支所	熊野市内
家畜診療所	津市内

(5) 実施事業

農作物共済	水稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	温州みかん、夏みかん、指定かんきつ（不知火）
畑作物共済	大豆
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済	建物、農機具

3 今後の対応

(1) 津市農業共済条例の廃止等

津市農業共済条例を廃止する条例についての議案を平成28年第3回津市議会定例会に提出する予定です。

なお、本市が平成28年度に引受けを行い、平成29年3月31日現在において共済責任期間が経過中の麦に係る農作物共済及び支払共済金が未払いの大豆に係る畑作物共済については、本市の責任において共済金を支払う必要があることからその旨を同条例に規定し、平成29年度津市農業共済事業会計予算に計上する予定です。

(2) 財産等の引継ぎ

新組合発足の日の前日現在において、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに基づく財産等を適切に新組合に引き継ぐものとします。

(3) 市職員の派遣

円滑な事業の引継ぎのため、3年を限度に本市の職員を三重県農業共済組合へ派遣し、派遣職員の給与等は新組合が負担することとします。